

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和 8 年 6 月 4 日改正  
 国自審第 5 8 5 号  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">自動車型式認証実施要領について（依命通達）</p> <p>目 次（略）</p> <p>第 1～第 7（略）</p> <p>別添 1 自動車型式指定実施要領</p> <p>目次～第 1（略）</p> <p><b>第 2 申請書</b>                      申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。                      (1)（略）                      (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。<u>ただし、指定製作者等が申請する場合には、職歴に代えて現在の役職を記載することができる。</u></p> <p>第 3～第 8（略）</p> <p><b>第 9 変更届</b>                      1 型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（型式指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。                      なお、型式指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 9 号までの書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にはこの限りでない。</p> <p>2～3（略）</p>	<p style="text-align: center;">自動車型式認証実施要領について（依命通達）</p> <p>目 次（略）</p> <p>第 1～第 7（略）</p> <p>別添 1 自動車型式指定実施要領</p> <p>目次～第 1（略）</p> <p><b>第 2 申請書</b>                      申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。                      (1)（略）                      (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。</p> <p>第 3～第 8（略）</p> <p><b>第 9 変更届</b>                      1 型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（型式指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。                      なお、型式指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号から第 8 号までの書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にはこの限りでない。</p> <p>2～3（略）</p>

第10～第18（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～8（略）	
9 完成検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 1～10（略） 11 完成検査に係る誓約書 型式指定規則第3条第2項第6号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨 12（略）
10～13（略）	
14 型式指定規則第3条第2項第11号に該当する者にあつては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）
15～16（略）	

備考1～3（略）

別紙1～別表（略）

別紙3（第8関係）電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取扱方法

1～3（略）

4 関係規定の整備

第10～第18（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～8（略）	
9 完成検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 1～10（略） 11 完成検査に係る誓約書 型式指定規則第3条第2項第5号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨 12（略）
10～13（略）	
14 型式指定規則第3条第2項第10号に該当する者にあつては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）
15～16（略）	

備考1～3（略）

別紙1～別表（略）

別紙3（第8関係）電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取扱方法

1～3（略）

4 関係規定の整備

完成検査終了証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、型式指定規則第3条第2項第8号に規定する完成検査終了証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

第1号様式～第2号様式の2（略）

第3号様式の1（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.～5.3.（略）		
6.	緩衝装置 Suspension	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front
		後： Rear
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear

完成検査終了証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、型式指定規則第3条第2項第7号に規定する完成検査終了証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

第1号様式～第2号様式の2（略）

第3号様式の1（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.～5.3.（略）		
6.	緩衝装置 Suspension	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front
		後： Rear
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear
<u>6.2.3.1.</u>	<u>駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無</u> <u>Suspension of driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u>	<u>前： Front</u>
		<u>後： Rear</u>
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		<u>(削除)</u>
6.6.1.～17. (略)		
性能 (略)		

第3号様式の2～第3号様式の3 (略)

別添2 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第14 (略)

別表～第4号様式 (略)

第5号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

諸 元 表

(指定番号等)

型 式 認 定 番 号	類 別	仕 様
型 式 認 定 年 月 日		
変 更 承 認 年 月 日		
車 名 及 び 型 式		
	通 称 名	

6.2.4.1.	<u>非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無</u> <u>Suspension of non-driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u>	<u>前:</u> <u>Front</u>
		<u>後:</u> <u>Rear</u>
6.6.1.～17. (略)		
性能 (略)		

第3号様式の2～第3号様式の3 (略)

別添2 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第14 (略)

別表～第4号様式 (略)

第5号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

諸 元 表

(指定番号等)

型 式 認 定 番 号	類 別	仕 様
型 式 認 定 年 月 日		
変 更 承 認 年 月 日		
車 名 及 び 型 式		
	通 称 名	

車台の名称及び型式
車体の名称
製作者等の氏名又は名称
燃料の種類
原動機の型式
総排気量(L)又は定格出力(kW)
シリンダ数 配列 冷却方式 サイクル
車台番号の打刻様式
車台番号の打刻位置
原動機の型式の打刻様式
原動機の型式の打刻位置

備考1～2 (略)

車体の形状	
車体の型式	
長さ (m)	
幅 (m)	
高さ (m)	
軸距又は接地長 (m)	
車両重量 (kg)	前前軸重
	前後軸重
	後前軸重
	後後軸重
	計
乗車定員 (人)	
最大積載量 (kg)	
車両重量 (kg)	前前軸重
	前後軸重
	後前軸重
	後後軸重
	計
最大安定傾斜角度	左
	右
車輪配列	
最高出力 (kW/rpm)	
最大トルク (N・m/rpm)	
試験モード	
排出ガス値	CO(g/kWh)
	HC(g/kWh)
	NOx(g/kWh)
	PM(g/kWh)
	PN(#/kWh)

車台の名称及び型式
車体の名称
製作者等の氏名又は名称
燃料の種類
原動機の型式
総排気量(L)又は定格出力(kW)
シリンダ数 配列 冷却方式 サイクル
車台番号の打刻様式
車台番号の打刻位置
原動機の型式の打刻様式
原動機の型式の打刻位置

備考1～2 (略)

車体の形状	
車体の型式	
長さ (m)	
幅 (m)	
高さ (m)	
軸距又は接地長 (m)	
車両重量 (kg)	前前軸重
	前後軸重
	後前軸重
	後後軸重
	計
乗車定員 (人)	
最大積載量 (kg)	
車両重量 (kg)	前前軸重
	前後軸重
	後前軸重
	後後軸重
	計
最大安定傾斜角度	左
	右
車輪配列	
最高出力 (kW/rpm)	
最大トルク (N・m/rpm)	
(新設)	
排出ガス重量	CO(g/kwh)
	HC(gkwh/)
	NOx(g/kwh)
	PM(g/kwh)
	(新設)

3 軽油を燃料とする農耕作業用自動車等であって、8モード及びNRTCモード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス値については、第6号様式に記載すること。

第6号様式（諸元表）（別表第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

類 別		
寸法	(略)	
性能	(略)	
タイヤ	(略)	
履帯接地部	(略)	
原動機	(略)	
燃料電池	(略)	
排出ガス	無負荷状態：CO (%)	
	無負荷状態：HC (ppm)	
	排出ガス <u>値</u> ：8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)	
	排出ガス <u>値</u> ：8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)	
	排出ガス <u>値</u> ：8モード及びNRTCモード：NOx (g/kWh)	
排出ガス <u>値</u> ：8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)		
かじ取装置	(略)	
操向装置	(略)	
全減速比	(略)	
制動装置	(略)	
排出ガス発散防止装置		
ブローバイ・ガス還元装置		
灯火計器類	(略)	
連結装置		

3 軽油を燃料とする農耕作業用自動車等であって、8モード及びNRTCモード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、第6号様式に記載すること。

第6号様式（諸元表）（別表第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

類 別		
寸法	(略)	
性能	(略)	
タイヤ	(略)	
履帯接地部	(略)	
原動機	(略)	
燃料電池	(略)	
排出ガス	無負荷状態：CO (%)	
	無負荷状態：HC (ppm)	
	排出ガス <u>重量</u> ：8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)	
	排出ガス <u>重量</u> ：8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)	
	排出ガス <u>重量</u> ：8モード及びNRTCモード：NOx (g/kWh)	
排出ガス <u>重量</u> ：8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)		
かじ取装置	(略)	
操向装置	(略)	
全減速比	(略)	
制動装置	(略)	
排出ガス発散防止装置		
ブローバイ・ガス還元装置		
灯火計器類	(略)	
連結装置		

併用できる原動機の名称及び型式	
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)	
備考	

備考 1～2 (略)

第 7 号様式 (略)

附則 1～附則 3

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者 (以下「申請者等」という。) は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であって、その変更が附則 4 の 2 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに係る認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1) 申請書等
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 1 の添付書面
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装

併用できる原動機の名称及び型式	
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)	
備考	

備考 1～2 (略)

第 7 号様式 (略)

附則 1～附則 3

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者 (以下「申請者等」という。) は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であつて、その変更が附則 4 の 2 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに関わる認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1) 申請書等
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 1 の添付書面
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装

	置の車両への取付けに係る認定証の提出によつて、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ②～③（略）
--	---

	置の車両への取付けに関わる認定証の提出によつて、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ②～③（略）
--	--

第3～第4（略）

第3～第4（略）

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否		
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	大型特殊自動車に係るとき
1～16（略）					
17	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請において、型式指定規則第3条第2項第11号に該当する者に限る。 次に掲げる事項を記載すること。 1（略） 2（略）			
18～21（略）					

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否		
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	大型特殊自動車に係るとき
1～16（略）					
17	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請において、型式指定規則第3条第2項第10号に該当する者に限る。 次に掲げる事項を記載すること。 1（略） 2（略）			
18～21（略）					

備考（略）

備考（略）

別表第2～別紙3（略）

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

型式指定規則第6条第1項第3号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更<sup>1</sup>に該当するか判断に迷う場合<sup>2</sup>にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表1については、諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例とし、別表2については、諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により保安基準に適合することを確認する場合<sup>2</sup>にあつては、以下の別表1又は別表2に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表1又は別表2の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表1 諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
	蓄電池の変更	(略)

別表第2～別紙3（略）

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

型式指定規則第6条第1項第3号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であつて、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更<sup>1</sup>に該当するか判断に迷う場合<sup>2</sup>にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表1については、諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例とし、別表2については、諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により道路運送車両の保安基準に適合することを確認する場合<sup>2</sup>にあつては、以下の別表1又は別表2に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表1又は別表2の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表1 諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更<sup>1</sup>に該当する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
	蓄電池の変更	(略)

	無段変速機の後退 変速比の変更	(略)		無段変速機の後退 変速比の変更	(略)
	消音器の型式の変 更	(略)		消音器の型式の変 更	(略)
	最高速度の変更	(略)		最高速度の変更	(略)
外 観 図	原動機（内燃機 関）の排気マニホ ールド形状の変更 又は二輪車の原動 機の意匠の変更	(略)	外 観 図	原動機（内燃機 関）の排気マニホ ールド形状の変更 又は二輪車の原動 機の意匠の変更	(略)
	燃料タンクの形状 の変更	(略)		燃料タンクの形状 の変更	(略)
	フェンダー形状の 変更	(略)		フェンダー形状の 変更	(略)
	バンパ本体の外形 の意匠又はバンパ グリルの意匠の変 更	(略)		バンパ本体の外形 の意匠又はバンパ グリルの意匠の変 更	(略)
	車体の意匠ライン の変更又はモール の形状の変更	(略)		車体の意匠ライン の変更又はモール の形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部 品の変更(フェア リングを除く。)	(略)		二輪車等の意匠部 品の変更(フェア リングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の 変更、意匠リブの 追加若しくは廃止 又は鳥居形状の変 更			荷台の煽り形状の 変更、意匠リブの 追加若しくは廃止 又は鳥居形状の変 更	
	エアスポイラーの 廃止	(略)		エアスポイラーの 廃止	(略)
	スペアタイヤキャ リアの形状の変更	(略)		スペアタイヤキャ リアの形状の変更	(略)

	二輪車の座席形状の変更	(略)		二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)		ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)		二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)
	二輪車の緩衝装置 (ボトムケースの形状の変更に限る。)	(略)		二輪車の緩衝装置 (ボトムケースの形状の変更に限る。)	(略)
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	(略)		燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	(略)
	二輪車のフェアリング形状の変更	(略)		二輪車のフェアリング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)		座席間隙の変更	(略)
保安基準の規定に適	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	(略)		保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	(略)
	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置で	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本的に同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。		保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置で	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。

合 す る こ と を 証 す る 書 面	あつて、生産工場 又は製作者の変更		合 す る こ と を 証 す る 書 面	あつて、生産工場 又は製作者の変更	
	非常点滅表示灯の 個数又は性能の変 更	(略)		非常点滅表示灯の 個数又は性能の変 更	(略)
	警報音発生装置の 型式又は形式の変 更	(略)		警報音発生装置の 型式又は形式の変 更	(略)
	警音器の性能の変 更	(略)		警音器の性能の変 更	(略)
	サンバイザのバニ ティミラー付加機 能の廃止	(略)		サンバイザのバニ ティミラー付加機 能の廃止	(略)
	排気管の形状の変 更	(略)		排気管の形状の変 更	(略)
	車台構造を変更す ることなくできる 排気管の曲げ形状 の変更	(略)		車台構造を変更す ることなくできる 排気管の曲げ形状 の変更	(略)
	触媒装置の取付位 置又は取付角度の 変更	(略)		触媒装置の取付位 置又は取付角度の 変更	(略)
	触媒の貴金属担持 量の変更	(略)		触媒の貴金属担持 量の変更	(略)
車室外後写鏡の付 加機能（電動リモ	(略)	車室外後写鏡の付 加機能（電動リモ	(略)		

コン、電動格納等)の廃止		コン、電動格納等)の廃止	
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能(電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	(略)	シートの付加機能(電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	(略)
ハンドルの最大回転数	(略)	ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)	かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)	速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)	運行記録計の形式又は性能の変更	(略)

非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更		非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	(略)	電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)	タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)	軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更		非常信号用具の追加又は仕様変更	
警告反射板の追加又は仕様変更	(略)	警告反射板の追加又は仕様変更	(略)

	停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<b>変更が無く</b>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>

別表2 諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条 件
諸	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
元	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
表	蓄電池の変更	(略)
	無段変速機の後退変速比の変更	(略)
	推進軸の寸法の変更	(略)

	停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<b>変更無く</b>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>

別表2 諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項目	条 件
諸	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	(略)
	タイヤの追加	(略)
	通称名の変更	
元	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	(略)
表	蓄電池の変更	(略)
	無段変速機の後退変速比の変更	(略)
	推進軸の寸法の変更	(略)

減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、 数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	(略)
かじ取角度の変更	(略)
制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	(略)
制動装置のパッドの厚さの変更	(略)
制動倍力装置の倍率の変更	(略)
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	(略)
制動警報装置の性能の変更	(略)
補助ブレーキ形式の変更	(略)

減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、 数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	(略)
かじ取角度の変更	(略)
制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	(略)
制動装置のパッドの厚さの変更	(略)
制動倍力装置の倍率の変更	(略)
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	(略)
制動警報装置の性能の変更	(略)
補助ブレーキ形式の変更	(略)

主ばね又は補助ばねの寸法の変更	(略)
巻込防止装置の形式の変更	(略)
連結装置の変更	(略)
エアバッグの容量及びインフレーター出力の変更	(略)
頭部後傾抑止装置の数の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	(略)
ガラス仕様の引き当て変更	(略)
消音器の型式の変更	(略)
排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	
保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)
保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本的に同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。

主ばね又は補助ばねの寸法の変更	(略)
巻込防止装置の形式の変更	(略)
連結装置の変更	(略)
エアバッグの容量及びインフレーター出力の変更	(略)
頭部後傾抑止装置の数の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	(略)
ガラス仕様の引き当て変更	(略)
消音器の型式の変更	(略)
排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	
保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)
保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が <u>基本的に同一</u> 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。

	駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	(略)
	方向指示器のフラッシャー形式の変更	
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
	警音器の性能の変更	(略)
	直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	(略)
	消火器の形式又は性能の変更	
	内圧容器の材質の変更	
	最小回転半径の変更	(略)
	前照灯照射方向調整装置の変更	
	最高速度の変更	(略)
外	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	(略)

	駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	(略)
	方向指示器のフラッシャー形式の変更	
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
	警音器の性能の変更	(略)
	直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	(略)
	消火器の形式又は性能の変更	
	内圧容器の材質の変更	
	最小回転半径の変更	(略)
	前照灯照射方向調整装置の変更	
	最高速度の変更	(略)
外	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	(略)

観 図	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)
	二輪車の緩衝装置(ボトムケースの形状の変更に限る。)	(略)

観 図	燃料タンクの形状の変更	(略)
	フェンダー形状の変更	(略)
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)
	二輪車の緩衝装置(ボトムケースの形状の変更に限る。)	(略)

	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	(略)		燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	(略)
	二輪車のフェアリング形状の変更	(略)		二輪車のフェアリング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)		座席間隙の変更	(略)
保安基準の規定に適合することを証する書面	燃料配管の経路の変更	(略)	保安基準の規定に適合することを証する書面	燃料配管の経路の変更	(略)
	燃料配管のクランプ位置の変更	(略)		燃料配管のクランプ位置の変更	(略)
	シフトノブの形状の変更	(略)		シフトノブの形状の変更	(略)
	空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	(略)		空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	(略)
	アクセルペダルの変更	(略)		アクセルペダルの変更	(略)
	動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)		動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	(略)
	推進軸の継手形状の変更	(略)		推進軸の継手形状の変更	(略)
	ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止	(略)		ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止	(略)
	かじ取装置のギヤボックス形状の変更	(略)		かじ取装置のギヤボックス形状の変更	(略)

パワーステアリング用 オイルクーラーの変更 又は廃止	(略)
ブレーキ配管の変更	(略)
プロポーショニング装 置の位置の変更	(略)
スタビライザ形状の変 更	(略)
ラテラルリンク形状の 変更	(略)
フレームのクロスメン バの追加又は形状の変 更	(略)
サンバイザのバニティ ミラー付加機能の廃止	(略)
原動機冷却配管のエア 抜きプラグの廃止、オ イルフィルタの形状の 変更、オルタネータ冷 却ダクトの形状の変更	(略)
排気管の形状の変更	(略)
車台構造を変更するこ となくできる排気管の 曲げ形状の変更	(略)
触媒装置の取付位置又 は取付角度の変更	(略)
触媒の貴金属担持量の 変更	(略)

パワーステアリング用 オイルクーラーの変更 又は廃止	(略)
ブレーキ配管の変更	(略)
プロポーショニング装 置の位置の変更	(略)
スタビライザ形状の変 更	(略)
ラテラルリンク形状の 変更	(略)
フレームのクロスメン バの追加又は形状の変 更	(略)
サンバイザのバニティ ミラー付加機能の廃止	(略)
原動機冷却配管のエア 抜きプラグの廃止、オ イルフィルタの形状の 変更、オルタネータ冷 却ダクトの形状の変更	(略)
排気管の形状の変更	(略)
車台構造を変更するこ となくできる排気管の 曲げ形状の変更	(略)
触媒装置の取付位置又 は取付角度の変更	(略)
触媒の貴金属担持量の 変更	(略)

車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	(略)
オイルパンの形状変更	(略)
シャシ全体図の変更	(略)
タイヤのリムの変更	(略)
冷却装置の変更	(略)
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
スタビライザ形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)

車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	(略)
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	(略)
オイルパンの形状変更	(略)
シャシ全体図の変更	(略)
タイヤのリムの変更	(略)
冷却装置の変更	(略)
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
スタビライザ形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)

非常ブレーキの減速度 又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	
警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)

非常ブレーキの減速度 又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	
警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)

	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<b>変更が無く</b>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>
--	-------------------------------	--

	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<b>変更無く</b>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産工場等の追加による場合</li> <li>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</li> <li>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</li> </ul>
--	-------------------------------	---

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

- 1 自動車の構造等に係る第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領 (略)
- 2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領
  - ① 構造
 

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

    1. 車両構造上の一般的特徴
      - 1.3.2. ～3.2.3.1. (略)
      - 3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及び容量
 

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。  
容量の値は整数位までとし、小数**第1位**を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記載し、**第2位**を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

- 1 自動車の構造等に係る第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領 (略)
- 2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領
  - ① 構造 (略)
 

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

    1. 車両構造上の一般的特徴
      - 1.3.2. ～3.2.3.1. (略)
      - 3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及び容量
 

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。  
容量の値は整数位までとし、小数**第1位以下**を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記載し、**第2位以下**を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位

を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

例 (略)

3.2.3.2. ～3.3.1.1.2. (略)

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

3.3.2. ～4.5.1. (略)

4.6. 変速比

ギヤ比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (略)

4.7. ～17. (略)

## ② 性能

1. ～12. (略)

13. プラグイン (CD) レンジ

(1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載（特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

例 (略)

3.2.3.2. ～3.3.1.1.2. (略)

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

3.3.2. ～4.5.1. (略)

4.6. 変速比

ギヤ比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (略)

4.7. ～17. (略)

## ② 性能

1. ～12. (略)

13. プラグイン (CD) レンジ

(1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載（特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (略)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを ( ) 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。

例 (略)

14. ～15. (略)

16. 等価 EV レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した等価 EV レンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (例)

17. 一充電消費電力量

(1) JC08 モード及び WLTC モード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを ( ) 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。

例 (略)

14. ～15. (略)

16. 等価 EV レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した等価 EV レンジを記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 (例)

17. 一充電消費電力量

(1) JC08 モード及び WLTC モード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添

の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)する。走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は小数第 2 位までとし、小数第 3 位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度 (km/h) を次の例により付記する。

例 (例)

(2) (略)

18. ~20. (略)

### 3 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 2 の記載要領

#### ① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

#### 1. 車両構造上の一般的特徴

1.3. ~3.5.3.3. (略)

#### 3.5.4. 変速比

変速比を記載する。記載値は小数第 3 位までとし、第 4 位を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (例)

3.7. ~7.5.1.1. (略)

#### 7.5.1.1.1. 主燃料タンクの容量

常用使用する燃料タンクの容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあっては小数第 1 位まで記載し、第 2 位を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入する。

7.5.1.2. ~7.6.1.1. (略)

の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)する。走行モード又は試験速度 (km/h) を ( ) 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は小数第 2 位までとし、小数第 3 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位以下を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(ウ) 走行モード又は試験速度 (km/h) を次の例により付記する。

例 (例)

(2) (略)

18. ~20. (略)

### 3 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 2 の記載要領

#### ① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

#### 1. 車両構造上の一般的特徴

1.3. ~3.5.3.3. (略)

#### 3.5.4. 変速比

変速比を記載する。記載値は小数第 3 位までとし、第 4 位以下を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 (例)

3.7. ~7.5.1.1. (略)

#### 7.5.1.1.1. 主燃料タンクの容量

常用使用する燃料タンクの容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあっては小数第 1 位まで記載し、第 2 位以下を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入する。

7.5.1.2. ~7.6.1.1. (略)

② 性能

制動停止距離～交流電力量消費率（略）

4 自動車の構造等に係る第3号様式の3の記載要領（略）

4-1～14-2（略）

14-3 かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、前2軸車又は前・後輪操舵ができる自動車にあっては、それぞれ、次の例により記載する。

例（例）

また、二輪車にあっては、左側及び右側について記載する。

15-1～31-9（略）

32-1 その他（構造、装置に係る事項）

(1)（略）

(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であって装着しているものを記載する。

また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
  - (2) 前照灯洗浄器
  - (3) 低速走行時照射灯
  - (4) 緊急制動表示灯
  - (5) 後部反射器以外の反射器
  - (6) 路肩灯
  - (7) その他の灯火
  - (8) その他の反射物
  - (9) シート組込式年少者用補助乗車装置
  - (10) 車高調節装置
  - (11) 自動速度制御装置
  - (12) 車間距離制御機能付定速走行装置
  - (13) 車線逸脱警報装置
  - (14) 夜間視界補助装置

② 性能

制動停止距離～交流電力量消費率（略）

4 自動車の構造等に係る第3号様式の3の記載要領（略）

4-1～14-2（略）

14-3 かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

なお、前2軸車又は前・後輪操舵ができる自動車にあっては、それぞれ、次の例により記載する。

例（例）

また、二輪車にあっては、左側及び右側について記載する。

15-1～31-9（略）

32-1 その他（構造、装置に係る事項）

(1)（略）

(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であつて装着しているものを記載する。

また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
  - (2) 前照灯洗浄器
  - (3) 低速走行時側方照射灯
  - (4) 緊急制動表示灯
  - (5) 後部反射器以外の反射器
  - (6) 路肩灯
  - (7) その他の灯火
  - (8) その他の反射物
  - (9) シート組込式年少者用補助乗車装置
  - (10) 車高調節装置
  - (11) 自動速度制御装置
  - (12) 車間距離制御機能付定速走行装置
  - (13) 車線逸脱警報装置
  - (14) 夜間視界補助装置

- (15) 作業用補助制動装置
- (16) タイヤ空気圧監視装置
- (17) 車両接近通報装置
- (18) 事故自動緊急通報装置
- (19) 事故情報計測・記録装置
- (20) 後面衝突警告表示灯
- (21) 車両後退表示投影装置

33-1 備考 (仕様等に係る事項) (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別表1-1 (略)

別表1-2 車両諸元要目表 CSV 化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項番	諸元項目名	諸元項目 細分化項目名	項目 コード	バイト	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1～123 (略)																		
124	排出ガス重量：モード NOx 値	モード NOx 値	V1100	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半角数字5桁以内 (小数点含む) で設定する。</li> <li>・附則5に定める桁数で設定する。</li> <li>・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。</li> </ul> ①～③ (略) ④JE05 モードの場合

- (15) 作業用補助制動装置
- (16) タイヤ空気圧監視装置
- (17) 車両接近通報装置
- (18) 事故自動緊急通報装置
- (19) 事故情報計測・記録装置
- (20) 後面衝突警告表示灯
- (新設)

33-1 備考 (仕様等に係る事項) (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別表1-1 (略)

別表1-2 車両諸元要目表 CSV 化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項番	諸元項目名	諸元項目 細分化項目名	項目 コード	バイト	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1～123 (略)																		
124	排出ガス重量：モード NOx 値	モード NOx 値	V1100	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半角数字5桁以内 (小数点含む) で設定する。</li> <li>・附則5に定める桁数で設定する。</li> <li>・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。</li> </ul> ①～③ (略) ④JE05 モードの場合



び国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

## 記

1. 国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（認定要領第3第2項及び長距離耐久告示第1条並びに指定基準第I編4.2.関係及び第II編4.2.関係）

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）又は原動機付自転車

①（略）

②（略）

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車（小型特殊自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

長距離耐久告示第1条及び指定基準第I編4.2.に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」によるものとする。ただし、細目告示第41条第1項第3号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものは除く。）にあっては、附則7-3 4.2及び6（認定証を提出するものは除く。）並びに協定規則第154号の次のいずれかの改訂版（以下「協定規則第154号」という。）6.7.及び附則C4によるものとする。

(ア) 協定規則第154号第2改訂版**補足第2改訂版**（レベル1aに関する要件は除く。）

(イ) 協定規則第154号第3改訂版**補足第2改訂版**

なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。

(i)～(iii)（略）

(3)～(5)（略）

び国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

## 記

1. 国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（認定要領第3第2項及び長距離耐久告示第1条並びに指定基準第I編4.2.関係及び第II編4.2.関係）

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）又は原動機付自転車

①（略）

②（略）

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車（小型特殊自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

長距離耐久告示第1条及び指定基準第I編4.2.に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」によるものとする。ただし、細目告示第41条第1項第3号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものは除く。）にあっては、附則7-3 4.2及び6（認定証を提出するものは除く。）並びに協定規則第154号の次のいずれかの改訂版（以下「協定規則第154号」という。）6.7.及び附則C4によるものとする。

(ア) 協定規則第154号第2改訂版**補足改訂版**（レベル1aに関する要件は除く。）

(イ) 協定規則第154号第3改訂版**補足改訂版**

なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。

(i)～(iii)（略）

(3)～(5)（略）

2. (略)

#### 附則 7-1 (記 1 関係) 長距離走行(その 1)実施要領

1. ~4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日から 3 年 9 か月 間保管しておくこと。

5. ~7. (略)

#### 附則 7-2 (略)

#### 附則 7-3 (記 1 関係) 長距離走行(その 2) 実施要領

1~3.4 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数(試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値(以下「換算走行キロ数」という。))が、概ね 1,000 km、5,000 km に達すると及び、それ以降、型式指定規則第 3 条第 2 項 第 9 号 の点検整備方式(以下「点検整備方式」という。)に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000 km 及び 5,000 km については、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は 10,000 km の走行を 6 か月 に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.4 による走行方法

2. (略)

#### 附則 7-1 (記 1 関係) 長距離走行(その 1)実施要領

1. ~4.1 (略)

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日から 3 年 9 ヶ月 間保管しておくこと。

5. ~7. (略)

#### 附則 7-2 (略)

#### 附則 7-3 (記 1 関係) 長距離走行(その 2) 実施要領

1~3.4 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数(試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値(以下「換算走行キロ数」という。))が、概ね 1,000 km、5,000 km に達すると及び、それ以降、型式指定規則第 3 条第 2 項 第 8 号 の点検整備方式(以下「点検整備方式」という。)に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000 km 及び 5,000 km については、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は 10,000 km の走行を 6 ヶ月 に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.4 による走行方法

とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。) から3年9か月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙2 (略)

附則7-4 (略)

附則7-5 (記1関係) 長距離走行(その3) 実施要領

1～3.4 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数(試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算した時の値(以下「換算走行キロ数」という。))が、概ね1,000km、5,000kmに達すると、及びそれ以降、型式指定規則第3条第2項第9号の点検整備方式(以下「点検整備方式」という。)に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.4による走行方法とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9か月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった

とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。) から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙2 (略)

附則7-4 (略)

附則7-5 (記1関係) 長距離走行(その3) 実施要領

1～3.4 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数(試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算した時の値(以下「換算走行キロ数」という。))が、概ね1,000km、5,000kmに達すると、及びそれ以降、型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式(以下「点検整備方式」という。)に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.4による走行方法とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった

場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙2 (略)

附則7-6 (略)

附則7-7 (記1関係) 長距離走行(その4) 実施要領

1～3.3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第9号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9か月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙 (略)

附則7-8 (略)

附則7-9 (記1関係) 長距離走行(その5) 実施要領

場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙2 (略)

附則7-6 (略)

附則7-7 (記1関係) 長距離走行(その4) 実施要領

1～3.3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙 (略)

附則7-8 (略)

附則7-9 (記1関係) 長距離走行(その5) 実施要領

1～3.3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第9号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9か月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙(略)

附則7-10(略)

附則7の2(略)

附則9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

1～3.3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日(3.3による走行方法とした場合は、3.3による各規定による認可を取得した日とする。)から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.3による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5～6.3 (略)

付表1～別紙(略)

附則7-10(略)

附則7の2(略)

附則9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び適用整理告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日	保安基準、細目告示及び適用整理告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第 11 条第 3 項第 1 号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	(略)	(略)	細目告示第 11 条第 3 項第 1 号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	(略)	(略)
細目告示第 26 条第 3 項	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準 (略)	(略)	(略)	細目告示第 26 条第 3 項	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準 (略)	(略)	(略)
<u>細目告示第 26 条第 5 項</u>	<u>サンバイザの衝撃吸収の技術基準</u>	<u>FMVSS 201 ECE 21</u>	<u>平成 15 年 10 月 1 日</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	座席及び座席取付装置の技術基準 ※	(略)	(略)	(略)	座席及び座席取付装置の技術基準 ※	(略)	(略)
(略)	～デフロスタの技術基準	(略)	(略)	(略)	～デフロスタの技術基準	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>細目告示第 69 条第 2 項第 2 号</u>	<u>サンバイザの衝撃吸収の技術基準</u>	<u>FMVSS 201 ECE 21</u>	<u>平成 15 年 10 月 1 日</u>
細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日	細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日
備考 1～5 (略)				備考 1～5 (略)			
附則 13～附則 21 (略)				附則 13～附則 21 (略)			
<u>附 則</u>				<u>(新設)</u>			

令和8年6月4日改正（国自審第585号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。